

\*\*\*\*\*

# 定 款

\*\*\*\*\*

株式会社サンクゼール

## 定款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社サンクゼールと称し、  
英文ではS t . C o u s a i r C O . , L T D . と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 食品の加工製造及び直接販売並びに卸売り
2. 果実酒、蒸留酒、リキュール類その他の酒類の製造及び販売
3. 飲食店の営業
4. 冠婚葬祭及び宴会の企画、運営
5. 花、種苗、野菜、果実、その他の農産物の生産及び販売並びに加工
6. 家具調度品の製造及び販売
7. 店舗及び住宅の設計施工
8. 書籍、印刷物の企画制作及び出版並びに販売
9. 商標及び著作物の利用権、複製権の設定
10. EC（電子商取引）サイト、ウェブサイト、ウェブコンテンツ、ウェブサービス及びコンピュータシステムの企画、開発、制作、販売、運営及び管理並びにそれらに関するコンサルティング
11. フランチャイズシステムの加盟店の募集及び指導
12. 上記業務に附随する輸出入業務

13. 上記各号に附随する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を長野県上水内郡飯綱町に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、30,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成、記載又は記録、備置きその他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当社は会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第3章 株 主 総 会

(基 準 日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

(招集)

第13条 定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行

う。

(株主総会の議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

## 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の

時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 増員により、又は補欠として選任された取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期の満了する時までとする。また、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

（取締役会の招集権者及び議長）

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

（代表取締役及び役付取締役）

第23条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役社長1名を選定し、取締役会長、取締役副社



長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当会社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第27条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第31条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める限度額の範囲内で免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

## 第5章 監査等委員会

### (監査等委員会の招集)

第32条 監査等委員会は、すべての監査等委員で組織し、各監査等委員がこれを招集する。

2. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する場合は更に短縮することができる。

3. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

### (監査等委員会の決議の方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

### (監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(会計監査人の再任)

第38条 会計監査人は、前条の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第39条 会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第41条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行うことができる。

（中間配当金）

第42条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

（期末配当金等の除斥期間）

第43条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。

## 附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第1条 当社は、第39回株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する。

2. 第39回株主総会終結前の社外監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約

については、なお同株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。

2000年11月16日改定

2002年 8月29日改定

2003年 8月29日改定

2005年10月 1日改定

2008年 6月 1日改定

2016年 3月31日改定

2016年10月28日改定

2017年 6月21日改定

2020年 9月23日改定

2021年 6月22日改定

2022年 1月11日改定

2022年 9月 1日改定